

令和 7 年 11 月 7 日

厚生労働省 保険局長
間 隆一郎 様

公益社団法人 日本看護協会
会 長 秋山 智弥



公益社団法人 日本助産師会
会 長 高田 昌代



令和 8 年度診療報酬改定に関する要望書

現役世代の減少を迎え、少子化への早急な対応が求められる中、安心・安全に出産できる環境を確保するための体制を整備することが必要です。標準的な出産費用の自己負担無償化と安全で質の高い周産期医療提供体制の確保については、妊婦の経済的負担の軽減と、医療の安全および地域における周産期医療提供体制の確保を前提とし、質の高い助産師によるケアの充実を含め、実態をふまえた検討をすることが必要です。

第 8 次医療計画に係る「周産期医療の体制構築に係る指針」には、母子に配慮した周産期医療の提供が可能な体制として、分娩を取り扱う医療機関は、母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科区域の特定（院内助産・助産師外来や医療機関における産後ケア事業の実施、また、母子保健や福祉に関する事業と連携する機能を包括的に実施する機能をもつ病棟の概念を含む。）などの対応を講ずることが望ましいなか、当該医療機関の実情を踏まえた適切な対応を推進することと明記されています。

以上から、令和 8 年度診療報酬改定にあたっては、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要望事項

1. 産科区域特定および院内助産・助産師外来や医療機関における産後ケア事業の実施、また、母子保健や福祉に関する事業と連携する機能を包括的に実施する機能をもつ病棟を整備している医療機関の評価
2. 助産師による妊娠期から産後にわたる切れ目ない支援を実施するための体制整備に関する評価
3. その際にアドバンス助産師を配置することによる機能強化に対する評価